

Defined Contribution

確定拠出年金 ガイドブック

〈手続き編〉



はじめに

加入者には、確定拠出年金専用口座が開設されます。
これから拠出される掛金をどの運用商品に、
どのくらい配分するかを決めて手続きをします。

	ページ
● 口座番号・パスワードを確認する	8
● 運用商品を登録する〈配分指定書で行う場合〉	9
● 運用商品を登録する〈インターネットサービスで行う場合〉	10
● 確定拠出年金へ資産を移換する	11

運用中は

運用が始まったら、サポートツールを活用し、
定期的に運用状況をチェックし、
必要に応じて見直しを行います。

	ページ
● コールセンターを利用する	14
● インターネットサービスを利用する	15
・残高照会	16
・商品ラインアップ	18
・運用商品変更手続き（商品別配分変更・スイッチング・スイッチング変更/取消）	19
・シミュレーション	23
・パスワード再発行	24
・その他 設定など	25
● 「お取引状況のお知らせ」の見方	26
☆ こんなときは、どうしたらよい？（早見表）	30

退職後は

資産を給付金として受け取る手続きと
資産を移し換える手続きがあります。
みなさんの状況によって、手続きが異なります。

	ページ
● 老齢給付金について	32
● 障害給付金について	34
● 死亡一時金について	35
● 60歳未満で加入者ではなくなった場合	36
● 年金資産を移し換える手続きについて	38
● 例外措置：脱退一時金について	40

目的別 Index



コールセンター

〈インターネットサービス〉



パソコン



スマートフォン

確定拠出年金制度について知りたい

確定拠出年金制度の概要や
お勤め先の制度内容について確認できます。



P14



P15



残高を確認するには？

ご自身の現在の残高や掛金累計額、
資産全体での損益を確認できます。



P14



P16



運用状況を詳しく確認するには？

運用を始めたときに決めた商品の割合などの変化や
保有している商品ごとの損益を確認できます。



P14



P17



利用できる運用商品について確認するには？

各運用商品の概要や基準価額・適用金利などを
確認できます。



P14



P18



運用商品を変更するには？

運用商品の変更手続きには2種類あります。
掛金：商品別配分変更
残高：スイッチング



P14



P19～



パスワードが分からなくなったときは？

パスワード：再発行手続きが必要です

		
P14	P24	

住所や名前が変わったときは？

在職中：お勤め先で所定の手続きをします
60 歳以降退職後：コールセンターへご連絡ください

		
P14	—	—

中途退職時の手続きはどうしたらよい？

退職後の状況によって、手続き内容が異なります。
詳しくは、手続きを行うときにコールセンターに
お問い合わせください。

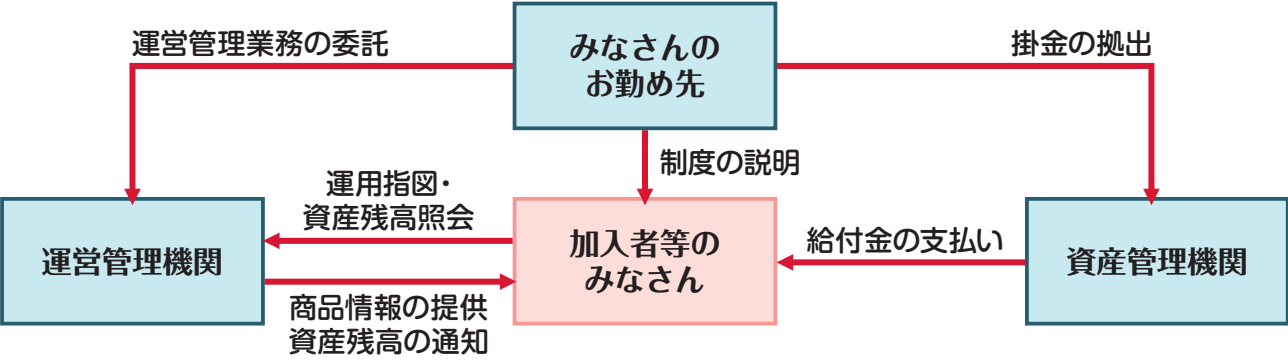
		
P14	—	—

給付金を受け取るための手続きは？

受け取るための要件を満たしているかを確認し、
該当する書類を取り寄せて請求手続きをします。
詳しくは、コールセンターにお問い合わせください。

		
P14	—	—

確定拠出年金は、さまざまな機関が関わって運営されています。
みなさんと各機関との関係、役割の詳細は別紙でご案内しています。



運営管理機関	確定拠出年金において、加入者に対して運用商品の提示や、関連情報の提供を行ったり、加入者の記録を管理し、加入者からの問い合わせなどを受け付ける機関です。
資産管理機関	確定拠出年金において、拠出金を受入れたり、記録関連運営管理機関※が取り次いだ、加入者からの運用指図に従って、株式・債券等の販売や決済を行うとともに、年金資産の管理、年金・一時金支払いなどを行う機関です。主に信託銀行が資産管理機関になります。個人型では、「事務委託先金融機関」と呼びます。 ※確定拠出年金において、加入者ごとの資産残高や運用方法の推移を記録・管理する機関のことです。

はじめに

加入者には、確定拠出年金専用口座が開設されます。
これから拠出される掛金を
どの運用商品に、どのくらい配分するかを決めて手続きをします。

手続き書類等を
確認する

口座開設の
お知らせ
(ハガキ)

パスワード
設定のお知らせ
(ハガキ)

配分指定書
※ない場合が
あります。

運用商品を選
ぶ

商品ガイド

データ集
など

〈インターネットサービス〉



パソコン スマートフォン

書類を提出
または
インターネットサービスで
手続きをする

提出

配分指定書
(定時拠出)

配分指定書の用紙を使わない場合は、インターネットサービス (P10 参照) またはコールセンター (別紙 -1 参照) を利用して配分指定を登録します。拠出日の 3 営業日前の午後 5 時 30 分までに登録を完了してください。

以前、確定拠出年金に加入していたことがある方

手続きが必要です。
お勤め先の担当者に申し出てください。

以前、企業型確定拠出年金や iDeCo (個人型確定拠出年金) に加入していた方で、お勤め先の確定拠出年金に資産等の移換を希望する方は、手続きが必要です。

口座番号・パスワードを確認する

- ➔ 口座番号とパスワードが記載された圧着ハガキが配付されます。
- ➔ 今後、確定拠出年金に関する手続きの際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

ハガキを受け取ったら、住所や氏名などが正しく記載されているかを確認しましょう。
(間違いがあった場合は、お勤め先のご担当者にお伝えください。)

【イメージ】口座開設のお知らせハガキ

企業型	
このたび、右記のとおり確定拠出年金の口座を開設いたしましたので、お知らせします。 なお、お客様の「加入者口座番号」は、別送の「確定拠出年金 パスワード設定のお知らせ」にてご連絡する「パスワード」ともにお取引の際に必要となりますので、大切に保管してください。	
【振出内容】	
毎月の掛金額	× × × × 円
振出開始年月	20××年 MM 月

◆◆ 口座開設のお知らせ ◆◆	
発行日 20××年 MM 月 DD 日	
企業名 〇〇〇株式会社	契約番号 0000000 企業番号 0000000
事業所名 〇〇〇	事業所番号 0
所属名	所属番号 000000 従業員番号 000000
加入者口座番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
氏 名 カクテイ 確定 太郎 様	
JIS&T 日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社	
今後のお問い合わせ先 ■コールセンター電話番号 0120-XXX-XXX ■インターネットアドレス http://XXX.XX	

今後、確定拠出年金に関する手続きを行うときに必要な口座番号です。

ハガキをなくしてしまった場合

➔再発行はできません

口座番号は、定期的に配付される「お取引状況のお知らせ(P26)」で確認できます。

コールセンターでは、本人確認をさせていただいた上で、口座番号をお知らせします。

【イメージ】パスワード設定のお知らせハガキ

確定拠出年金 「コールセンターパスワード」 「インターネットパスワード」 設定のお知らせ	
お客様のパスワードを右記のとおり設定いたしましたのでお知らせします。このパスワードは、別送の「確定拠出年金 口座開設のお知らせ」にてご連絡する「加入者口座番号」ともにお取引の際に必要となりますので大切に保管してください。	
20××年 MM 月 DD 日	
パスワードに関するご注意	
1. パスワードは、確定拠出年金に関するお取引、ご照会等の各種サービスをご利用いただく際に確認のため必要となります。他人に知られる事がないよう管理には充分ご注意ください。	
2. 安全のため、定期的なパスワードの変更をおすすめします。 ・コールセンターパスワードについては コールセンターから、 ・インターネットパスワードについては インターネットサービスから、 それぞれ変更可能です。	
3. 万一、パスワードを失念された場合は、 主番、右記「お問い合わせ先」までご連絡ください。	

企業型	
「コールセンターパスワード」 XXXXXXXX	
「インターネットパスワード」 XXXXXXXX	
インターネットパスワードは半角で入力してください。	
JIS&T 日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 [略称:JIS&T(ジス・アンド・ティ)]	
【お問い合わせ先】 ■コールセンター電話番号 0120-XXX-XXX	

コールセンターやインターネットサービスを利用するときに必要なパスワードです。

ハガキをなくしてしまった場合

➔再発行の手続きを行います

コールセンターでの手続き (P14)
インターネットでの手続き (P24)

再発行手続きを行うと、以前にお知らせしていたパスワードは無効になりますので、ご注意ください。
新しいパスワードのお知らせが届くまでは、1週間程度かかります。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

パスワードを変更することができます

◆インターネットパスワードの変更

現在のパスワードを入力し、新しいパスワードを設定します。
パスワードの設定には一定の制約がありますので、画面の指示にしたがって設定してください。

◆コールセンターパスワードの変更

現在のコールセンターパスワード(ハガキ)をご用意のうえ、コールセンターにお電話ください。

運用商品を登録する〈配分指定書で行う場合〉

- ➔ 運用商品情報をチェックし、掛金等を運用する運用商品を決めます。
- ➔ 運用商品が決まったら、配分指定書に記入して期限までに提出します。

期限までに運用商品の登録を行わなかった場合は、規約で定めた期間経過後に、規約で定めた指定運用方法（デフォルト商品）を選択したものととして運用を開始します。なお、お勤め先の確定拠出年金が指定運用方法を導入していない場合は、ご自身で配分指定を行わない限り、運用は開始しません。このため、必ず加入時に配分指定書またはインターネットサービスで運用商品の登録を行ってください。

期限までに運用商品の登録を行わなかった場合のイメージ

未指図個人別管理資産
(未指図資産)

ご自身で手続きしない限り
現金のままで、運用は行われない

特定期間※ 3ヶ月～

猶予期間※ 2週間～

猶予期間経過後

初回掛金

拠出

拠出

拠出

拠出

▲
配分していない旨の通知

指定運用方法
(デフォルト商品) が購入される

※お勤め先の確定拠出年金の特定期間、猶予期間、指定運用方法（デフォルト商品）については、商品ガイド等でご確認ください。指定運用方法（デフォルト商品）での運用開始後、いつでもご自身が希望する運用商品へ「商品別配分変更」や「スイッチング」ができます。

★商品別配分変更・スイッチング：P21～P24 参照

お勤め先の確定拠出年金が指定運用方法を導入していない場合は、ご自身で配分指定を行わない限り、掛金は現金のまま運用は行われず、未指図個人別管理資産（未指図資産）として扱われます。
(「商品別配分変更」の手続きをすることで、いつでも運用を開始することができます)

【イメージ】配分指定書（定時拠出）

確定拠出年金 配分指定書（定時拠出）

日本年金機構・厚生年金基金・国民年金基金・国民年金基金連合会
以下の中から、配分割合を指定します。

※太枠内は全て必須項目です。ボールペンではっきりと正確にご記入ください。

1 記入日 20 YY 年 MM 月 DD 日

2 氏名（自署） 確定 太郎

3

商品名	購入割合 (第1)	配分割合 (第2)
〇〇〇バランスファンド25	0 0 1	%
〇〇〇バランスファンド50	0 0 2	%
〇〇〇バランスファンド75	0 0 3	%
□□□国内株式インデックスファンド	0 0 4	%
■■■日本株ファンド	0 0 5	%
△△△外国株式ファンド	0 0 6	%

【ご記入欄】
1. この配分指定書は定時拠出（毎月掛金）専用です。
2. 配分割合のご指定はインターネットでも受け付けております。
【ご記入欄】
※ 1. 購入する商品は商品番号でご指定ください。
※ 2. 配分割合は1%単位で指定し、その合計が100%であることをご確認ください。
配分割合が1%未満の場合は、購入商品および配分割合の指定は不要です。
3. 記入内容を訂正される場合は、訂正箇所は二重

① 記入日

配分指定書を記入した年月日を記入します。

② 氏名（自署）

自筆で戸籍上の氏名を記入します。
氏名ゴム印や社内氏名は使用できません。

③ 配分割合

各商品の配分割合は1%単位で指定することができます。
合計が100%になるように記入します。

◆ 留意事項

- ・必ず、加入者ご本人がボールペン（黒）で記入してください。
- ・記入内容を訂正する場合は、二重線を引き、余白に訂正後の内容を記入してください。訂正印は不要です。

- ▶ 契約番号・加入者口座番号が印字されていない場合、「口座開設のお知らせ（P8）」で通知された番号を記入します。
- ▶ 商品名や商品番号が記載されていない場合、配分を希望する運用商品の商品番号と配分割合を記入します。
商品番号は、商品ガイド等でご確認ください。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

他の制度からの『制度移行』がある場合

- ◆ 確定拠出年金制度導入にあたり、他の制度からの『制度移行』がある場合には、上記「定時拠出」とは別に「制度移行」の配分指定書が配付されます。記入箇所などは、上記のイメージを参考にしてください。
- ◆ 定時拠出とは、異なる運用商品を選択することが可能です。
- ◆ 制度移行分の配分指定書を提出されない場合は、定時拠出と同じ運用商品を指定したものとみなされます。

配分指定書の用紙を使わない場合

- ◆ インターネットサービス(P10 参照)またはコールセンター(別紙 -1 参照)を利用して、配分指定を登録します。
拠出日の3営業日前の午後5時30分までに登録を完了してください。

運用商品を登録する〈インターネットサービスで行う場合〉

インターネットサービス（パソコン・スマートフォン）を利用して、運用商品を登録する場合は、「運用商品変更＞商品別配分変更」で手続きをします。

運用商品変更
運用商品変更を行う場合はJIS&T社への接続となります。
下記より、商品変更メニューをお選びください。

商品別配分変更

変更前: 今までの積立金, 今後の掛金

変更後: 今までの積立金, 今後の掛金 (追加する商品や商品割合を変更)

商品別配分変更する >

スイッチング

変更前: 今までの積立金, 今後の掛金

変更後: 今までの積立金, 今後の掛金 (商品や商品割合を変更)

スイッチングする >

商品別配分変更

確定 太郎 様 □座番号 1234567890 20XX/MM/DD

毎月掛金

お勤め先の退職金等の **制度変更** を伴う場合は、上の画面が表示されます。
手続きをする内容のボタンをクリックして、配分割合を入力してください。

→ **制度移行の手続きについて**

- ・定時拠出（毎月の掛金）とは異なる配分割合を指定することができます。
- ・制度移行分が拠出された後は、毎月の掛金分と合わせて確定拠出年金専用口座で管理されます。

商品別配分変更

確定 太郎 様 □座番号 1234567890 20XX/XX/XX

現在の商品別配分

商品番号	商品名	配分割合	配分金額
現在、配分割合が指定されている商品はありません。 締切りまでに指定がない場合は、規約等にもとづき所定の商品が購入されます。			

変更後の商品別配分

※配分割合での入力のみ可能です。
※指定単位は1%単位で入力してください。

配分割合を入力します。1%単位で指定することができます。

商品番号	商品名	配分割合	配分金額
001	〇〇国内株式型投資信託(DC)	30 %	円
002	〇〇国内債券型投資信託(DC)	30 %	円
003	〇〇外国株式型投資信託(DC)	20 %	円
004	〇〇外国債券型投資信託(DC)	20 %	円
005	□□銀行DC定期(1年)	%	円
006	□□銀行DC定期(3年)	%	円
合計		%	円

※ 締切日時(20XX年XX月XX日午後5:30)より前の受付分は、XX月の拠出分より反映されます。締切日時以降の受付分は、翌月分のお取扱いとなります。
※ 毎月の配分変更受付の締切日時は、拠出日の3営業日前の午後5:30です。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

配分指定書を提出した後に、商品を変更したい場合

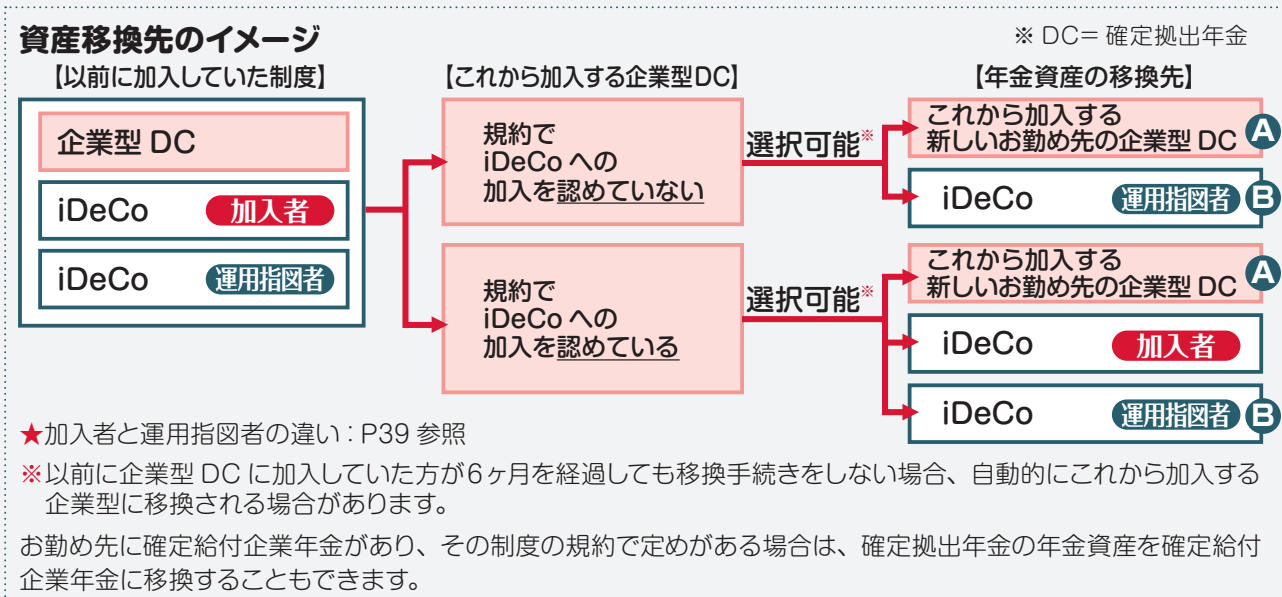
- ◆ 配分指定書で指定した内容が反映されているかを確認します。
反映されていない場合は、内容が反映されるまでお待ちください。
配分指定書で指定した内容が反映される前に、インターネットやコールセンターを利用して商品を指定すると、後から、配分指定書の内容が上書きされる可能性がありますのでご注意ください。
- ◆ 拠出日の3営業日前の午後5時30分までは、変更が可能です。
上記の締切時間を過ぎて手続きをした場合は、次回の拠出分から変更内容が反映されます。

確定拠出年金へ資産を移換する

確定拠出年金では、以前に加入していた企業年金制度から年金資産等を移換する（持ち運ぶ）ことができます。

これから加入する確定拠出年金に移換できる年金資産等

①企業型確定拠出年金、iDeCo の年金資産と加入期間等の記録



②厚生年金基金、確定給付企業年金等の年金資産

①企業型確定拠出年金、iDeCo の年金資産と加入期間等の記録を移換する場合

お勤め先の担当部署に申し出て、書類『個人別管理資産移換依頼書』を取り寄せてください。（加入期間等の記録のみを移換する場合は、提出書類が異なります）記入方法や手続き期限等については、お勤め先の担当部署等にてご確認ください。

【イメージ】個人別管理資産移換依頼書

確定拠出年金 個人別管理資産移換依頼書

記入日 20 年 月 日

氏名

【個人別管理資産の移換お手続きガイド】の記入例を参考にしながら、以下の内容を漏れなく正確に記入してください。記入漏れや、記入された内容に誤りがある場合、移換のお手続きが正しく行えません。

◆移換元確定拠出年金に関する内容（現在の正勤先で加入されている企業型確定拠出年金の内容をご記入ください。）

1 現在の正勤先で加入されている企業型確定拠出年金の「契約番号」を記入してください。

2 現在の正勤先で加入されている企業型確定拠出年金でのあなたの「加入者ID番号」をご記入ください。なお、K&Tから「加入者ID番号」の通知（印刷物の配布）をお受け取りになっていない場合（お勤め先の企業から配布される場合もあります）は、A・Bのいずれもご記入ください。

加入者ID番号

企業番号

従業員番号

◆移換元確定拠出年金の種類（移換したい年金を正しく記入してください。移換元確定拠出年金の名称を記入してください。）

移換元確定拠出年金の種類

1. 企業型確定拠出年金

2. 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

3. 国民年金基金連合会 (自動移換された資産)

◆移換先確定拠出年金に関する内容（移換したい年金を正しく記入してください。移換先確定拠出年金の名称を記入してください。）

移換先確定拠出年金の種類

1. 企業型確定拠出年金

2. 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

3. 国民年金基金連合会 (自動移換された資産)

◆移換元確定拠出年金の加入記録を管理している記録管理機関（運用管理機関）（金融機関）とは異なります。記入してください。記入漏れや、記入された内容に誤りがある場合、移換のお手続きが正しく行えません。

記録管理機関の名称

1. 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株）（JS&T）

2. 日本レコード・キーピング・ネットワーク（株）（NPK）

3. 損保ジャパン日本興亜OC証券（株）

4. SBIインベストメント・システムズ（株）（SBI）

■ iDeCoの加入者の方(ご自身で掛金を拠出されている方)

上記図の **A** **B** に該当する方は、iDeCoの加入資格喪失の手続きが必要です。加入している iDeCo の運営管理機関にお申し出の上、お早目に手続きをしてください。

②厚生年金基金、確定給付企業年金などの年金資産を移換する場合

これから加入するお勤め先の企業型確定拠出年金へ、年金資産の移換を希望する方は手続きが必要です。

【厚生年金基金、または確定給付企業年金を脱退して1年を経過していない方】

移換できる資産	厚生年金基金または確定給付企業年金の脱退一時金相当額
申し出・手続き期限	厚生年金基金または確定給付企業年金の加入者資格喪失日から1年を経過する日まで
手続書類 請求・提出先	書類名：厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書 請求先：現在勤務している会社の担当部署 提出先：以前のお勤め先（加入していた厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所）

【厚生年金基金または確定給付企業年金を脱退後、脱退一時金相当額を企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）に移換したことがある方】

移換できる資産	企業年金連合会で積み立てられている年金給付等積立金（脱退一時金相当額）
申し出・手続き期限	確定拠出年金の加入者資格を取得した日から3ヶ月を経過する日まで
手続書類 請求・提出先	書類名：中途脱退者等年金給付等積立金、積立金移換申出書 請求・提出先：企業年金連合会 連絡先：企業年金連合会年金サービスセンター 年金相談室 0570-02-2666 (IP 電話・PHS からは、03-5777-2666)

- ▶ 上記の脱退一時金や年金給付等積立金の算定の基礎となった期間が、確定拠出年金の通算加入者等期間に算入されます。なお、これまでに確定拠出年金に加入していて、その期間と重複している期間がある場合、その期間を除きます。
- ▶ 確定給付企業年金の本人拠出相当額は、確定拠出年金に資産を移換した場合、給付時に課税されます。
- ▶ 移換しようとする資産の額や加入期間の引き継ぎ等に関して、不明な点は、移換元の制度の実施機関にお問い合わせください。

移換完了通知と移換資産の運用について

- ◆ 確定拠出年金への移換が完了すると、加入者ご本人宛に『移換完了通知書』が送付されます。
- ◆ 移換できないと判定された場合は、加入者ご本人宛に移換不能の連絡があります。
- ◆ 移換完了までは、2～3ヶ月程度かかります。
- ◆ 移換された資産は、お勤め先の企業型確定拠出年金加入時に掛金について配分した運用商品が購入されます。掛金が未指図資産の場合は移換資産も未指図資産に、指定運用方法（デフォルト商品）が購入されている場合は移換資産についても指定運用方法が適用されます。（規約等に別途定めがある場合は、その定めによります。）

運用中は

運用が始まったら、サポートツールを活用し、
定期的に運用状況をチェックし、
必要に応じて見直しを行います。

コールセンターを利用する



コールセンター

▶ P14 ~

インターネットサービスを利用する



パソコン



スマートフォン

▶ P15 ~

お取引状況のお知らせの見方

▶ P26 ~

こんなときは、どうしたらよい? (早見表)

▶ P30

コールセンターを利用する



【コールセンター】

コールセンターの電話番号は、インターネットサービスのヘッダー部分で、ご確認いただけます。



通話料は無料です。
携帯電話・スマートフォンからも利用できます。

受付時間 月～金：午前9時～午後9時
土・日：午前9時～午後5時

ただし、祝日・年末年始（銀行休業日）を除きます。
※土・日は、一部ご利用いただけないサービスがあります。
※回線等の状況によっては、一部ご利用できない場合があります。

コールセンターへのお問い合わせ内容

コールセンターでは、確定拠出年金専門のオペレーターが制度や運用に関するお問い合わせの受け付け、運用商品情報の提供などを行っています。一部の手続き等については、JIS&Tへ転送します。

残高照会	最新の確定拠出年金の残高を確認することができます。
制度内容	確定拠出年金制度全般、お勤め先の規約などについてのお問い合わせにお答えします。
運用商品情報	運用商品の内容や運用状況など、運用商品に関するお問い合わせにお答えします。
各種ツール等の 利用方法	『お取引状況のお知らせ』などの配付物の見方やインターネットサービスの利用方法についてのお問い合わせにお答えします。
暗証番号	暗証番号を5回間違えてログインできなくなった場合や忘れてしまった場合に、失敗回数をリセットする、また設定の初期化を行います。
口座番号照会	本人確認をさせていただいた上で、口座番号をお知らせします。
パスワード再発行	『パスワード設定のお知らせ』ハガキを紛失するなどして、パスワードが分からなくなった場合に再発行の手続きを受け付けます。 ※『パスワード設定のお知らせ』ハガキは、JIS&Tから送付されます。
運用指図	掛金で購入する運用商品の変更「商品別配分変更」や、保有している運用商品を売却（解約）して他の運用商品を購入する「スイッチング」の手続きを行います。
給付手続き (JIS&Tへ転送)	給付手続きに必要な書類の請求を受け付けます。 書類の記入方法、添付書類等、給付に関するご不明な点のお問い合わせにお答えします。 ※ JIS&Tは土日が休業のため、平日のみの受付となります。

残高等のお問い合わせについては …

残高照会や運用商品変更手続きなどは、ご家族からのお電話では、ご案内することができません。
手続き等を希望される場合は、ご本人からのお問い合わせをお願いします。

インターネットサービスを利用する



パソコン



スマートフォン

メンテナンス期間を除き、24 時間利用可能です。

主なメニュー

※スマートフォンとパソコンでは表示されるメニューが一部異なります。

表示する文字のサイズを変更することができます。

文字サイズ 小 中 大

① 残高照会 基準日時点の残高、年金資産全体の評価損益、利回りなどを確認できます。

② 商品ラインアップ 運用商品の情報を確認できます。

③ 運用商品変更 JIS&T のサイトに接続します。

④ シミュレーション 運用シミュレーションやライフプランシミュレーションができます。

⑤ 制度案内 加入しているプランに関する情報を確認することができます。

⑥ 学ぶ 確定拠出年金についてアニメーションなどで学べます。

⑦ ライフプラン ライフプランの年代別のケーススタディなどを確認することができます。

⑧ 設定 暗証番号やメールアドレスなどの設定を変更できます。

⑨ 用語集 確定拠出年金の制度や運用に関する専門用語の意味を調べることができます。

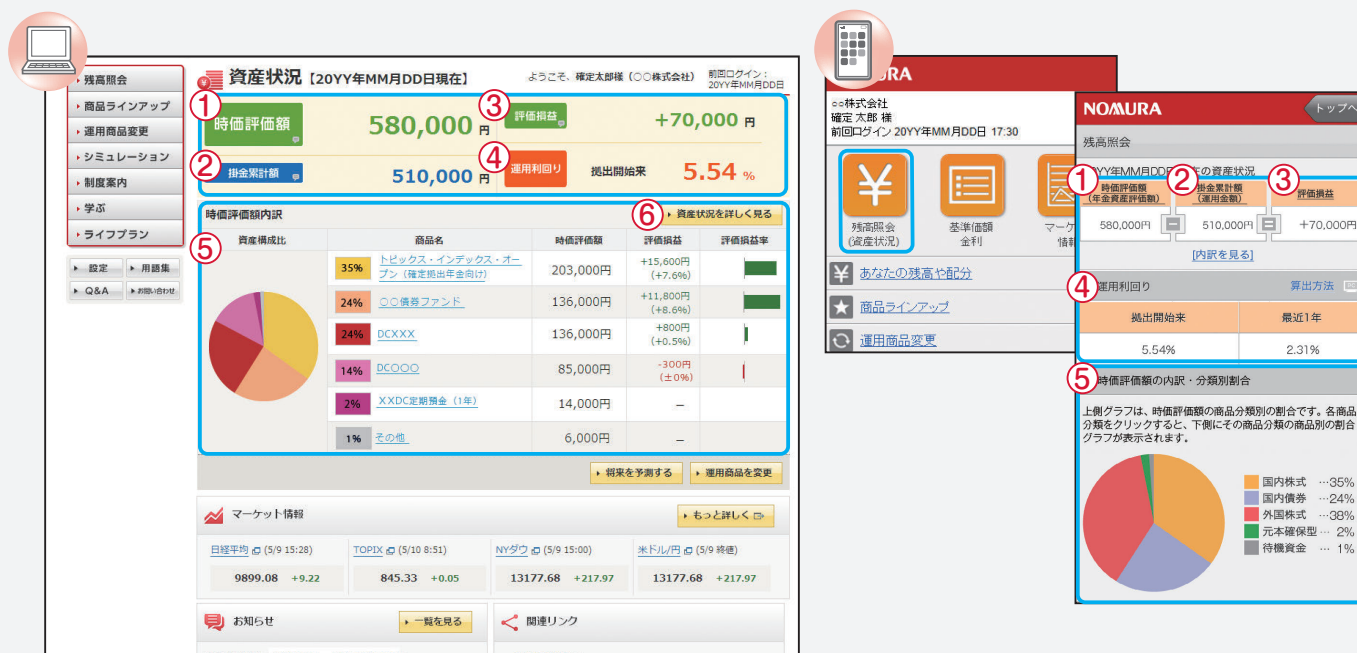
⑩ Q&A 説明会やコールセンターでみなさんからよくいただく質問と回答を掲載しています。

⑪ お問い合わせ ホームページ上から、確定拠出年金に関する質問などができます。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

残高照会

インターネットパスワードを登録すると、
残高などが確認できるようになります。



① 時価評価額

みなさんが保有している各運用商品の基準日時点の価格で計算した残高の合計を表示しています。

② 掛金累計額

これまで積み立ててきた掛金などの合計額（現在の時価評価額に対する元本）を計算して表示しています。

③ 評価損益

時価評価額と掛金累計額の差です。
基準日時点の運用の結果（プラス、またはマイナス）を表しています。

④ 運用利回り

これまでの運用利回りを年換算で表示しています。

⑤ 時価評価額内訳

保有している商品のうち、時価評価額の上位5商品が表示されています。
保有している商品が6種類以上あると、残りは「その他」として表示されます。
商品名をクリックすると、商品別の残高などを確認できます。

※比率に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しているため、合計で100%にならない場合があります。

⑥ 資産状況を詳しく見る

クリックすると、次ページの画面が表示され、
運用商品別の保有口数（評価損益基準日時点）などの詳細を確認できます。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

定期的に配付される『お取引状況のお知らせ (P26)』には、運用商品別の損益は記載されていないため、以下の残高照会画面でご確認ください。

❗ 評価損益について

スイッチングを実施したことがある場合は、運用資産全体の評価損益 **A** と、商品別評価損益 **B** の合計額は、同額にはなりません。

①内訳 「内訳」をクリックすると、掛金の累計額、制度移行金額、他の制度から受け入れた金額（受換金額）など、運用している金額の内訳を確認できます。

商品番号	商品名 [JIS&T登録略称名]	時価評価額 (口数)	取得金額	評価損益 算出方法	時価単価 (基準日)	備考
010	トピックス・インデックス・オープン (確定拠出年金向け) [TOPIXインデックス野村DC]	203,000円 (200,000口)	187,400円	+15,600円 (+6.4%)	10,150円 (MM/DD)	

商品別の時価評価額（口数）や取得金額、評価損益などの詳細を確認できます。（スマートフォンの場合、**+** をクリックすると表示されます）

商品名をクリックすると、右の画面が表示され、過去の残高の推移などを見ることができます。（スマートフォンの場合、**もっと詳しく見る** をクリックすると表示されます）



※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

商品ラインアップ

基準日時点の金利や基準価額を確認できます。

商品名をクリックすると、運用商品の概要や過去の実績などの詳細を見ることができます。

投資信託

① 基準価額

投資信託の 10,000 円あたりの基準日現在の時価を表しています。原則として、投資信託に組み入れられている商品（株や債券など）の時価評価額の合計を円数で割って計算しています。

② 期間収益率

ある一定の期間内に、その商品が何%値上がり（値下がり）したかを示す数値です。数値がプラスであれば値上がり、マイナスであれば値下がりを表します。

③ チャート

過去の基準価額の推移をグラフで見ることができます。

④ 比較

複数の投資信託の過去の基準価額の推移をグラフで比較できます。

預貯金

⑤ 適用金利

基準日現在、適用される金利です。

保険

⑥ 保証利率

基準日現在、適用される保証利率です。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

運用商品変更手続き

運用商品の変更手続きには、「商品別配分変更」と「スイッチング」の2種類があります。
手続きを行う前に、この2種類の違いについて確認をしておきましょう。

商品別配分変更

- ▶ 変更の対象は、これから拠出される掛金です。
- ▶ これから拠出される掛金で購入する運用商品や配分割合を変更する手続きのことをいいます。

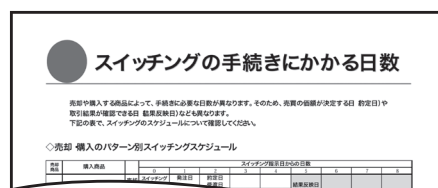
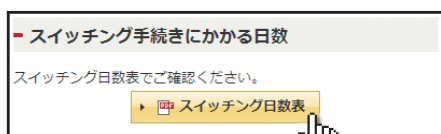
スイッチング

- ▶ 変更の対象は、運用中の年金資産（残高）です。
- ▶ これまで積立・運用してきた運用商品の全部、または一部を売却（解約）し、他の運用商品を購入する手続きのことをいいます。

スイッチングを行う際の留意点

◆ スwitchング手続きにかかる日数

・売却（解約）する運用商品と購入する運用商品の組み合わせによって、手続き完了までの日数が異なります。



売却・購入の組み合わせ
ごとの手続き完了までの
日数が掲載

◆ 運用商品の解約等について

- ・スイッチングは、運用中の資産のリスクやリターンを管理するための大切な手続きです。
- ・ただし、運用商品の解約や売却を伴いますので、以下の点にご注意ください。

定期預金の解約	満期日前の解約は、中途解約利率が適用される場合があります。 解約によって、元本割れすることはありません。
保険商品の解約	保証期間満了前の解約は、解約控除が適用される場合があります。（商品によって異なります。） 解約控除が適用された場合、元本割れする可能性があります。
投資信託の 売却・購入	運用商品によっては、信託財産留保額が差し引かれるものがあります。 スイッチング手続き中も投資信託の基準価額は毎日変動するため、手続きを行った時点とは大きく異なる価額で売却・購入されることがあります。

商品別配分変更

これから拠出される掛金で購入する運用商品や配分割合を変更



残高照会

商品ラインアップ

運用商品変更

- 商品別配分変更
- スイッチング
- スイッチング履歴・変更・取消

シミュレーション

制度案内

学ぶ

ライフプラン



運用商品変更

運用商品変更を行う場合はJIS&T社への接続となります。
下記より、商品変更メニューをお選びください。

商品別配分変更

変更前



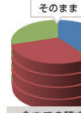
今までの積立金

変更後



今後の掛金

そのまま



今までの積立金

購入する商品や
配分割合を変更



今後の掛金

商品別配分変更する

※スイッチングも行う場合



NOMURA

株式会社 確定 太郎 様
前回ログイン 20YY年MM月DD日 17:30

残高照会
(資産状況)

基準価額
金利

マーケット
情報

あなたの残高や配分

商品ラインアップ

運用商品変更

NOMURA トップへ

運用商品変更

運用商品変更を行う場合はJIS&T社への接続となります。
下記より、商品変更メニューをお選び下さい。

● **商品別配分変更** 注意点

今後の掛金の
資産配分を変更する



商品別配分変更

● **スイッチング** 注意点

今までの積立金の
資産配分を変更する



スイッチング

手続き締切時間前でしたら、ここから取り消しできます。

スイッチング履歴・変更・取消

商品別配分変更

確定 太郎 様 □口座番号 123XXXX890 20YY/MM/DD

現在の商品別配分

商品番号	商品名	配分割合	配分金額
006	■■銀行DC定期 (3年)	100%	6,200円
合計		100%	6,200円

変更後の商品別配分

※配分割合での入力のみ可能です。
※指定単位(1%単位)で入力してください。

商品番号	商品名	配分割合	配分金額
001	〇〇国内株式型投資信託 (DC)	%	円
002	〇〇国内債券型投資信託 (DC)	%	円
003	〇〇外国株式型投資信託 (DC)	%	円
004	〇〇外国債券型投資信託 (DC)	%	円
005	■■銀行DC定期 (1年)	%	円
006	■■銀行DC定期 (3年)	%	円
合計		%	円

※締切日時 (20YY年MM月DD日午後5:30) より前の受付分は、MM月の拠出分より反映されます。
※毎月配分変更受付の締切日時(は、拠出日の3営業日前の午後5:30です。

申込確認 取消

商品別配分変更

現在の商品別配分

商品番号	006
商品名	■■銀行DC定期 (3年)
配分割合	100%
配分金額	6,200円
合計	
配分割合	100%
配分金額	6,200円

▶画面の指示にしたがって、手続きを行ってください。
※パソコンと画面等が異なります。

▶画面の指示にしたがって、手続きを行ってください。



- ・商品の配分は金額ではなく、割合で指定します。割合は1%単位で指定できます。
- ・合計が 100%にならなかったり、認識できない文字を入力するとエラーになります。
- ・拠出日の3営業日前の午後 5:30 に締め切られます。締切後の手続き内容は、次回の拠出分から反映されます。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

スイッチング

これまで積立・運用してきた運用商品の全部または一部を売却(解約)して、他の運用商品を購入する



スイッチング

確定 太郎 様 20YY/MM/DD

(1) 売却商品を選択 (2) 購入商品を選択 (3) 売却数量を指定 (4) 申込内容を確認 (5) 申込完了

スイッチングは、現在お持ちの商品を売却・現金化した資金で、別の商品を購入するお手続きです。
お手続きの前に、[こちら](#)をご覧ください。
(毎月の掛金で今後購入する運用商品とその割合を変更する場合は、『商品別配分変更』を行ってください。)

売却する商品の商品名をクリックしてください。購入商品の選択画面へ遷移します。

スイッチング受付の締切時刻は営業日の午前10時です。
締切時刻より前のお申込みは当日のお取扱いとなります。
締切時刻以降、または営業日以外のお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。
(締切時刻前であれば、スイッチングのお申込みの取消が可能です。)

☒ クリックして、以下「売却可能な商品」に関する**ご注意事項**をお読みください。

売却可能な商品 (約定日: ☆)

商品番号	商品名	残高 (時価評価額)	売却スケジュール MM月				
			4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 (金)
001	〇〇国内株式型投資信託 (DC)	126,700口 (152,040円)	☆				
002	〇〇国内債券型投資信託 (DC)	80,000口 (91,670円)	☆				

☒ クリックすると、ご参考として、お持ちでない商品のお取引スケジュールをご確認いただけます。

▶画面の指示にしたがって、手続きを行ってください。

スイッチング

売却商品を選択 (1 / 5)

スイッチングは、現在お持ちの商品を売却・現金化した資金で、別の商品を購入するお手続きです。
お手続きの前に、[こちら](#)をご覧ください。

売却可能な商品

※ 売却商品の「売却可能残高」にはスイッチング受付中・満期償還に伴う自動継続処理中の残高は含まれておりません。

商品番号	001
商品名	〇〇国内株式型投資信託 (DC)
残高	126,700口
(時価評価額)	(152,040円)

▶画面の指示にしたがって、手続きを行ってください。
※パソコンと画面等が異なります。



・スイッチング受付締切時間は、営業日の午前10時です。

営業日の午前10時までの申込⇒当日の取り扱い

営業日の午前10時以降、営業日以外の申込⇒翌営業日の取り扱い

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

スイッチング

変更 取消

購入商品を変更する、スイッチングを取り消す

※スイッチング手続き後、購入商品の発注前であれば購入商品を変更できます。また、スイッチングの締切前であればスイッチングの申込を取り消すことができます。
※スイッチングは1日1回午前10時に締め切られます。

残高照会

- 商品ラインアップ
- 運用商品変更**
 - 商品別配分変更
 - スイッチング**
 - スイッチング履歴・変更・取消
- シミュレーション
- 制度案内
- 学ぶ
- ライフプラン

スイッチング

変更前

今までの積立金 今後の掛け金

変更後

商品や商品割合を変更 そのまま

今までの積立金 今後の掛け金

スイッチングする

商品別配分変更も行う場合

手続き締切時間前でしたら、ここから取り消すことができます。

スイッチング履歴・変更・取消

NOMURA

運用商品変更

運用商品変更を行う場合はJIS&T社への接続となります。下記より、商品変更メニューをお選び下さい。

商品別配分変更

今後の掛金の資産配分を変更する

商品別配分変更

スイッチング

今までの積立金の資産配分を変更する

スイッチング

手続き締切時間前でしたら、ここから取り消すことができます。

スイッチング履歴・変更・取消

スイッチング照会・変更・取消

確定 太郎 様 20YY/MM/DD

スイッチングの申込内容の照会、購入商品の変更、申込の取消をご利用いただけます。

① スwitchング申込の内容をご確認いただき、ご希望のお手続きを選択してください。

☐ 申込内容を照会する ☒ 購入商品を変更する ☐ 申込を取り消す

No.	購入商品	先買	申込日	商品名	商品名	発注日
1	銀行定期(3年)	売却	20YY/MM/DD 18:13	銀行定期(3年)	銀行定期(3年)	20YY/MM/DD
2	国内株式型投資信託(DC)	購入	20YY/MM/DD 240115	国内株式型投資信託(DC)	国内株式型投資信託(DC)	20YY/MM/DD

購入商品を変更する

① スwitchング申込の内容をご確認いただき、ご希望のお手続きを選択してください。

☐ 申込内容を照会する ☒ 購入商品を変更する ☐ 申込を取り消す

② 対象の申込を選択してください(複数選択不可)。

購入商品を変更したい申込の購入商品変更欄をチェックしてください。

No.	購入商品	先買	申込日	商品名	商品名	発注日
1	銀行定期(3年)	売却	20YY/MM/DD 18:13	銀行定期(3年)	銀行定期(3年)	20YY/MM/DD
2	国内株式型投資信託(DC)	購入	20YY/MM/DD 240115	国内株式型投資信託(DC)	国内株式型投資信託(DC)	20YY/MM/DD

※ 取引結果は、通常、照会可能日の午後10時頃以降に『取引履歴照会』でご確認いただけます。
※ 発注日・約定日・照会可能日は、実際の日付を保証するものではありません。金融市場の状況等により、実際の日付と相違する場合がありますのでご了承ください。
※ 商品名のリンクをクリックすると、明細指定売却の明細内容をご確認いただけます。

③ 購入商品を変更する場合は「購入商品変更に進む」ボタンをクリックしてください。

購入商品変更に進む

▶画面の指示にしたがって、手続きを行ってください。

申込を取り消す

① スwitchング申込の内容をご確認いただき、ご希望のお手続きを選択してください。

☐ 申込内容を照会する ☐ 購入商品を変更する ☒ 申込を取り消す

② 対象の申込を選択してください(複数選択可)。

取り消したい申込の取消欄をチェックしてください。
スイッチングの取消期限は、スイッチング申込日時により異なります。
● 営業日の午前10時より前の申込：当該営業日午前10時
● 営業日の午前10時以降の申込：翌営業日午前10時
※ 取消を行うと、売却と購入双方の申込を取り消します。購入商品の変更の申込内容のみを取り消すことはできませんのでご注意ください。購入商品を変更前の商品に戻したい場合、再度購入商品の変更を行い、変更前の商品を選択してください。

No.	購入商品	先買	申込日	商品名	商品名	発注日
1	銀行定期(3年)	売却	20YY/MM/DD 18:13	銀行定期(3年)	銀行定期(3年)	20YY/MM/DD
2	国内株式型投資信託(DC)	購入	20YY/MM/DD 240115	国内株式型投資信託(DC)	国内株式型投資信託(DC)	20YY/MM/DD

※ 取引結果は、通常、照会可能日の午後10時頃以降に『取引履歴照会』でご確認いただけます。
※ 発注日・約定日・照会可能日は、実際の日付を保証するものではありません。金融市場の状況等により、実際の日付と相違する場合がありますのでご了承ください。
※ 商品名のリンクをクリックすると、明細指定売却の明細内容をご確認いただけます。

③ 申込を取り消す場合は「取消内容確認に進む」ボタンをクリックしてください。

取消内容確認に進む

▶画面の指示にしたがって、手続きを行ってください。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

シミュレーション

確定拠出年金の運用をサポートする資産配分シミュレーションに加え、みなさんの資産形成をサポートするライフプランシミュレーションや簡易シミュレーションも用意されています。



初回配分シミュレーション

質問に答えると、参考となる資産配分モデルが表示されますので、自分に合った資産配分を考える際の参考にしてください。

運用見直しシミュレーション

運用の目標値を設定し、目標到達の可能性をチェックすることができます。目標到達の可能性をチェックした後、掛金や残高の資産配分を見直しシミュレーションを行い、見直し後の目標到達の可能性や予想残高を見ることができます。

将来の運用結果を保証、示唆するものではありません。

ライフプランシミュレーション かんたん版

7つの質問に答えるだけで、かんたんなライフプランシミュレーションができます。

ライフプランシミュレーション 詳細版

家族構成、収入や支出に関する項目を入力すると、今後の家計収支のバランスや貯蓄残高の推移などをシミュレーションできます。

簡易シミュレーション

毎月積み立てを続けたら将来いくらになるか、積み立てたお金を何年間受け取ることができるかなど、さまざまなケースをシミュレーションできます。



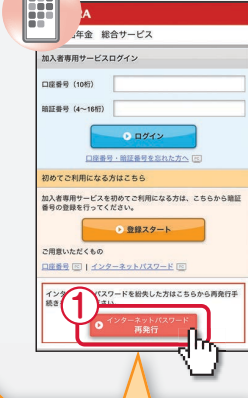
※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

パスワード再発行

コールセンターパスワードやインターネットパスワードが記載されたハガキを失くした場合やご自身で変更したパスワードを忘れた場合は、再発行の手続きをしてください。



① インターネットパスワード再発行



① パスワード再発行

再発行されたパスワードが届くまで、インターネットサービスでの残高照会や運用商品変更手続きなどはできません。パスワードが届いたら、再度パスワードを登録してください。※暗証番号は、そのまま利用できます。

インターネットパスワード再発行ボタンをクリック

JIS&T社のサイトに移動します。

「パスワード」の再発行をご希望の方は、下記のURLをクリックし、画面の案内に従ってください。

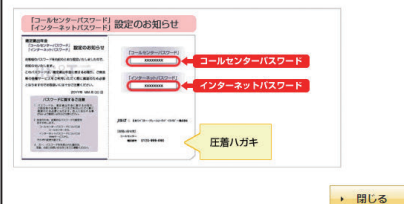
※ 再発行の申し込みをすると再発行の申込み後、新しいパスワードを登録するまでの期間は、残高照会や運用商品変更を行うことができません。

② JIS&T社 確定拠出年金インターネットサービス パスワード再発行
<https://www.jis-t.ne.jp/cgi-bin/s/dcw111111>

画面の案内を確認し、クリック (JIS&T サイトへ)

「パスワード」とは…

下記のハガキでご確認いただける「インターネットパスワード、コールセンターパスワード」のことです。インターネットパスワードは、本サービスで自身の残高照会や運用商品変更を行う際に必要となります。



閉じる

！ コールセンターでも再発行手続きができます。

JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス
パスワード再発行

ご本人確認のため、下記の項目を全てご入力いただき、「OK」ボタンを押してください。
 ※ 現在のご登録内容の状況によっては、当画面から再発行ができない場合があります。
 コールセンターへご連絡いただき、再発行を依頼してください。

<ご注意>
 ※ この再発行の受付が完了した時点で、現在のパスワードは即時に無効となります。
 ※ 再発行したパスワードは現在ご登録いただいている住所(またはお勤め先)へ送付します。
 □座開設時以降に転居されたことがある方は、このお申込みの前に住所変更手続きが完了しているかご確認ください。
 ※ 再発行したパスワードは到着までに1週間ほどかかります。お務め先経由の場合は1週間以上かかることもございます。

③ 口座番号 (半角)

ご氏名(漢字) (姓) (名) (全角)

ご氏名(カナ) (セイ) (メイ) (全角カナ)

ご登録住所の郵便番号 (半角数字)

生年月日(西暦) 年 月 日 (半角数字)

再発行を希望するパスワードの種類
☒ インターネット・コールセンター 両方
☐ インターネットのみ
☐ コールセンターのみ

必要項目をすべて入力し、「OK」をクリック

OK キャンセル

【再発行手続きのために入力する項目】

- ・ 口座番号
- ・ 氏名(漢字・全角で入力)
- ・ 氏名(カタカナ・全角で入力)
- ・ 登録住所の郵便番号★
- ・ 生年月日(西暦・半角数字)
- ・ 再発行を希望するパスワードの種類(選択する)

★登録住所の郵便番号とは

『お取引状況のお知らせ』(P26)に記載されている住所・郵便番号をご確認ください。

住所・氏名の変更について、お勤め先で所定の手続きを行ったタイミングによっては、反映されていない場合があります。

エラーになったときは、コールセンターにお電話ください。

！ 再発行手続き後、新しいパスワードが届くまでには1週間ほどかかります。
(お勤め先経由の場合は、1週間以上かかることもあります。)

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

その他 設定など

インターネットサービスを利用される場合の暗証番号やパスワードの設定などを変更できます。
また、よくあるご質問などをまとめたQ & Aや用語集も掲載されています。



ログイン後、しばらく操作をしないと…

ログインした後、一定時間操作を行わなかった場合は再度ログインが必要になります。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

コールセンターでの手続きが必要な場合（メールでのご連絡は受け付けていません）

◆住所・氏名が変わったとき〈運用指図者の方〉

コールセンターにお電話ください。（手続きは、JIS&Tでの受付のため転送します）
『加入者口座属性変更通知書（登録内容変更のための書類）』が送付されますので、記入後、返送してください。
※加入者の方は、お勤め先で所定の手続きをしてください。コールセンターでは変更手続きはできません。

◆インターネットサービスにログインできなくなった、暗証番号を忘れてしまった

コールセンターにお電話ください。
暗証番号に覚えがあり、試してみたい場合は失敗回数をリセットします。
暗証番号を忘れてしまって思い出せない場合は、設定を初期化します。改めて暗証番号を登録してください。
※パスワードを登録されていた場合は、暗証番号の初期化と同時にパスワードの登録も初期化されます。
暗証番号を登録する際に、合わせてパスワードを登録してください。

「お取引状況のお知らせ」の見方

みなさんには、定期的に資産残高と取引状況が書面で通知されます。
『お取引状況のお知らせ』には、基準日時点の残高や、前回基準日から今回基準日までの間の取引履歴などが記載されています。

インターネットサービスで確認できる取引履歴は、過去13ヶ月分までであるため、確認後は保管をお願いします。

**「お取引状況のお知らせ」に記載されている残高や評価損益は、基準日時点のものです。
(確定した金額ではありません。)**

作成日 20YY.MM.DD
ページ No. 1/X

確定 太郎 様

XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

企業名 ○○○株式会社
事業所名 本社
所属名 △△部
従業員番号 9999999999

mmddDKIP0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と20YY年MM月DD日から20YY年MM月DD日までの取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等がございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

今回基準日 20YY年MM月DD日 前回基準日 20YY年MM月DD日

確定拠出年金お取引状況のお知らせ

契約名/契約番号 1234567
○○××企業年金
企業番号/企業番号 2345678
○○株式会社
加入期日/加入期日 1234567890
加入期日/加入期日

JIS&T 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社
[略称: JIS&T (ジス・アンド・ティ)]

お問い合わせ先 XXXX-XXXX-XXXX

1. 今回基準日時点の年金資産状況

A 評価損益

年金資産評価額	運用金額	評価損益
596,700円	580,000円	16,700円

B 運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	+	制度移行金額	+	受取金額	-	給付金額・移換金額	-	手数料
80,000円	+	500,000円	+	0円	-	0円	-	0円

C 年金資産評価額の内訳 (上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および特種年金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品番号	商品名	割合	時価評価額
006 DC XXX		67%	399,789円
001 DC 投資信託		9%	53,703円
003 DC 定期 1年		7%	41,769円
004 DC GIC		6%	35,802円
002 DC XXX		6%	35,802円
その他商品合計		5%	29,835円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については満期まで保有した場合の金額を次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。

親展 確定拠出年金重要書類在中

お客様がご記入の確定拠出年金に関するお知らせです。
内容物について必ずご確認ください。

JIS&T
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社
〒220-8121
東京都大田区中田1-1-1 JIS&Tビルディング100号

作成日 20YY.MM.DD
ページ No. 2/*

一前ページからのつづき

- ◆「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」について
このお知らせは、確定拠出年金法第7条により定められている「個人別管理資産の通知」にあたるもので、あなた様が加入されている確定拠出年金制度に基づきお知らせしていただいております。
- ◆「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」の見方について

2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳…保有されている運用商品の今回基準日時点の残高、時価評価額を表示しています。

3. 前回基準日時点の年金資産評価額の内訳…保有されている運用商品の前回基準日時点の残高、時価評価額を表示しています。
前回の繰り越しのみのみ表示しています。
時価評価額を用いて時価評価額を計算する商品の計算方法: (時価評価額) = (改算) × (時価評価) + (時価評価の単位)
確定年金・終身年金の内訳…確定年金・終身年金の今回基準日時点および前回基準日時点の年金年額と管理資産額等をご確認いただけます。確定年金・終身年金を保有されている方のみ表示しています。なお、確定年金・終身年金は年金資産評価額に含めておりません。

4. お取引の明細…対象期間中の各商品別のお取引内容がご確認いただけます。時価評価は基準日時の属する月の最終営業日の時価評価額を表示しています。
約定日: 注文が執行され運用商品の売買が成立した日を表示しています。
受取日: 約定された売買について、資金と運用商品の決済(受け渡し)が行われた日を表示しています。

5. 運用金額の内訳
掛金額(定時拠出)の明細: 対象期間中に事業主様から拠出された掛金額を表示しています。対象期間中に拠出がある方のみ表示します。
制度移行の明細: 対象期間中に確定拠出年金制度以外の企業年金制度又は退職手当制度で積み立てていた資産を確定拠出年金制度に移し換えた(制度移行)方のみ表示します。
企業年金制度等からの受取の明細: 対象期間中に確定拠出年金制度以外の企業年金制度等での脱退一時金相当額等を確定拠出年金制度に移し換えた方のみ表示します。
手数料の明細: 対象期間中にあなた様が負担された手数料または未払手数料がある場合のみ表示します。
手数料のうち「未納分」として記載されている金額につきましては、次の時価評価の算出時、給付金の支給時、あるいは運用商品の売却のいずれかにより収納させていただきます。運用商品の売却による手数料収納は毎月1回と毎月1回に行われ、その取引明細は次回の「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」の「お取引の明細」欄に「手数料収納」として記載されます。また、その取引明細はインターネットサービスおよびコールセンターサービス「取引履歴照会」でもご確認いただけます。

6. 商品別配分変更の履歴
掛金額(定時拠出): 対象期間中にあなた様のご指示に従い変更した配分が商品が購入されたものについて表示します。
制度移行: 対象期間中に制度移行がある方で、あなた様のご指示に従い購入されたものについて表示します。なお配分のご指定がなかった場合は、掛金額(定時拠出)の商品別配分が購入されています。

7. 給付の履歴…対象期間中にお支払いした一時金および年金のお支払金額(税込)を表示しています。

2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳

商品番号 商品名	商品種類	掛金(定時拠出) の商品別配分	残高 時価評価額 時価評価の単位	時価評価額
001 オープン型投資信託 DC 投資信託		20%	324,802円 12,308円 10,000円	399,789円
003 定期預金 DC 定期 1年		20%	41,769円 —	41,769円
002 オープン型投資信託 DC XXX		20%	7,045円 8,010円 10,000円	53,703円
004 GIC DC GIC		20%	35,802円 —	35,802円 (35,802円) 注: 下段注意文参照
006 DC XXX DC XXX		20%	35,802円 —	35,802円
時価評価額合計				566,866円
付機資金				29,835円
年金資産評価額				596,700円

付機資金: 基準日時点で取引が完了していない資金等を表示します。付機資金は年金資産評価額に含まれます。
金額: GIC、株式投資信託の時価評価額は2段表示とし、七段は「基準日時点で売却を行った場合の金額(時価評価額)」、下段の()は参考額として「満期まで保有した場合の金額(予想額)(注)」を表示しています。なお、これらの商品を選択期間に指定する場合、元本を下回る場合があります。
(注) 金額の()については、価額調整金控除後の残高を表示しています。
(注) GICの()は、利率更改前まで保有する場合、および(分割)年金金を繰り給付・移換で売却する場合における時価評価日時点での金額を表示しています。
GICとは、保険会社が元本保証商品として提供する利率保証型の積立生命保険をいいます。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

年金資産評価額について

定期預金…満期前のものは、利息がついていない状態で表示されています。
保険商品…基準日時点で現金化した場合の時価評価額が表示されています。
保険商品のうち、解約控除が適用されるタイプの商品では、解約控除適用後の評価額となっているため元本を下回っていることがあります。

『お取引状況のお知らせ』では、保有している運用商品ごとの損益は表示されていません。
運用商品ごとの損益は、インターネットサービスで確認できます。

1. 今回基準日時点の年金資産状況

記載されている項目等については、以下のとおりです。

A

1. 今回基準日時点の年金資産状況

① 評価損益

年金資産評価額	運用金額	評価損益
596,700円	580,000円	16,700円

基準日の時価で計算した年金資産の合計額です。

これまで積立・運用してきた掛金等の合計額です。

年金資産全体での利益（プラス）、または損失（マイナス）を表しています。
金額の頭に「-」〈マイナス〉がない場合は、利益を表しています。

B

運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	+	制度移行金額	+	受換金額	-	給付金額・移換金額	-	手数料
80,000円	+	500,000円	+	0円	-	0円	-	0円

拠出された掛金の合計額です。

他の企業年金制度から制度移行分（過去分）として移換された資産がある場合に、合計額が記載されています。

転職等により、他の企業年金制度や企業型確定拠出年金・iDeCoからの移換があった場合は、その金額が記載されています。

給付を受ける際には、給付金額が記載されます。

ご自身で負担した事務手数料の合計額です。
（お勤め先負担分は記載されません。）

C

② 年金資産評価額の内訳（上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金は「その他商品合計」に合算表示します。）

商品番号	商品名	割合	時価評価額
006	DC ×××	67%	399,789円
001	DC投資信託	9%	53,703円
003	DC定期 1年	7%	41,769円
004	DC GIC	6%	35,802円 ※
002	DC ×××	6%	35,802円
	その他商品合計	5%	29,835円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については満期まで保有した場合の金額を次ページ以降に記載しておりますのでご参照ください。

時価評価額の上位5商品が記載されています。

保有している商品が6種類以上ある場合は、残りは「その他商品合計」として合算されています。

※割合は、小数点以下を四捨五入して計算しているため、合計で100%にならない場合があります。

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳

基準日時点で保有していた商品の残高、時価評価額

2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳

商品番号 商品名	商品種類	掛金（定時拠出） の商品別配分	残高 時価単価 時価単価の単位	時価評価額
001 定期預金 DC定期 1年		20%	41,769円 —	41,769円
002 GIC 〇〇年金保険		20%	35,802口 —	35,802円 (35,822円) 注：下段注意文言参照
003 DC ××× DC ×××		20%	35,802口 —	35,802円
005 オープン型投信等 □□□ DCファンド		20%	324,820口 12,308円 10,000口	399,789円
006 オープン型投信等 DC投資信託		20%	67,045口 8,010円 10,000口	53,703円
時価評価額合計				566,865円
待機資金				29,835円
年金資産評価額				596,700円

待機資金：基準日時点で取引が完了していない資金等を表します。待機資金は年金資産評価額に含まれます。
金融債、GIC、積立傷害保険の時価評価額は2段表示とし、上段は「基準日時点で売却を行った場合の金額（時価評価額）」、下段の（ ）は参考値として「満期まで保有した場合の金額（予想額）（注）」を表示しています。なお、これらの商品を満期前に売却する場合、元本を下回る場合があります。
（注）金融債の（ ）については、価額調整金控除後の残高を表示しています。
（注）GICの（ ）は、利率更改直前まで保有する場合、および（分割払年金を除く）給付・移換で売却する場合における時価基準日時点での金額を表示しています。
GICとは、保険会社が元本確保商品として提供する利率保証型の積立生命保険をいいます。

保険商品の場合

上段には、基準日時点の時価評価額（基準日に解約した場合の解約控除後の金額）

下段には、満期まで保有した場合の基準日時点の予想金額が表示されます。

基準日時点の商品ごとの評価額です。

投資信託の時価単価は、「この単位あたりいくら」という形で表示されます。

基準日時点で、購入手続きが完了していない資産があると、待機資金として金額が表示されます。（スイッチング中の場合など）

【計算例】

10,000口（時価単価の単位）あたりの時価単価が、12,308円
残高が324,820口なので、
 $324,820 \div 10,000 \times 12,308 \text{円} = 399,789 \text{円}$ となります。

4. お取引の明細

前回基準日から、今回基準日までの取引の記録です。
「お取引の明細」は、保有している運用商品ごとになっています。

4. お取引の明細

商品番号	005	商品名	□□□DCファンド	約定単価の単位	10,000口
前回残高		319,375口		時価評価額	302,512円
				時価単価	9,472円
約定日 受渡日	取引区分 (運用指図日)	購入	売却	約定単価 精算金額	
4月26日	定時拠出	1,177口		8,500円	
4月27日				1,000円	
5月26日	定時拠出	1,112口		9,000円	
5月27日				1,000円	
6月26日	定時拠出	1,076口		9,300円	
6月27日				1,000円	
7月26日	定時拠出	1,021口		9,800円	
7月27日				1,000円	
8月26日	定時拠出	1,000口		10,000円	
8月27日				1,000円	
9月 2日	スイッチング		850口	11,000円	
9月 3日	(9月1日)			935円	
9月26日	定時拠出	909口		11,000円	
9月27日				1,000円	
小計		6,295口	850口		
今回残高		324,820口		時価評価額	399,789円
[今回残高=前回残高+小計(購入数量-売却数量)]				時価単価	12,308円

【スイッチング例】

9/1（運用指図日）に、850口を売却するスイッチングをしました。

売却した値段※は、11,000円
精算金額は、935円でした。

※ 10,000口あたりの金額

※上記の画像はイメージです。細部は実際のものとは異なる場合があります。

5. 運用金額

以下の項目について、対象期間（前回基準日から今回基準日までの間）に、
拠出や移換などがあった場合に記載されています。

掛金額(定時拠出)の 明細	対象期間中の掛金額が記載されています。 「年月日」は、資産管理機関へ掛金が入金された日（通常、拠出日と入金日は同日） となっています。
制度移行の履歴	対象期間中に制度移行があった場合に、移行された制度ごとに、移行元制度の名称・ 移行された金額および確定拠出年金の加入者等期間に算入された期間が記載されて います。
企業年金制度等からの 受換の履歴	対象期間中に企業年金制度等での脱退一時金相当額を確定拠出年金に移し換えた場合に、 移換金額および確定拠出年金の加入者等期間に算入された期間が記載されています。
手数料の明細	対象期間中に、加入者負担の事務手数料が発生した場合に記載されています。 (お勤め先負担の場合は、記載されていません。)

6. 商品別配分変更の履歴

掛金額(定時拠出)	対象期間中に、掛金で購入する運用商品の変更手続きを行った場合に、 変更を行った年月日・選択した商品名と配分が記載されています。
制度移行金額	対象期間中に制度移行があった場合に、制度移行金で購入された運用商品と配分が 記載されています。

登録住所

「お取引状況のお知らせ」がお勤め先経由で配付されている場合は、JIS&Tに登録されている住所が
記載されています。

現住所と異なっている場合は、お勤め先のご担当者にご連絡ください。
コールセンターへの連絡は不要です。

※ただし、海外勤務の方やお勤め先の手続き上の理由で、現住所が登録されていない場合もあります。
詳しくは、お勤め先のご担当者にご確認ください。

こんなときは、どうしたらよい？（早見表）

内 容	コール センター	インターネットサービス 【確定拠出年金総合サービス】	
		パソコン	スマート フォン
確定拠出年金制度について詳しく知りたい	●	●	●
勤務先の確定拠出年金について知りたい	●		
自分の残高や配分状況を確認したい	●	●	●
自分の運用利回りを確認したい	●	●	●
運用商品の情報を知りたい	●	●	●
運用商品を変更したい	●	●	●
インターネットパスワードがわからなくなった(再発行)	●	●※3	●※3
住所・名前が変わった	○※1		
60 歳になる前に退職した	●		
給付金を受け取る手続きをしたい	●※2		

※1 在職中は、お勤め先で所定の手続きをしてください。
 手続きをされない場合は、「お取引状況のお知らせ」など、大切なお知らせが届かなくなることがあります
 のでご注意ください。
 運用指図者（60 歳以降の定年退職等により加入者資格を喪失した方など）は、コールセンターにご連絡
 ください。

※2 給付の手続きに関するお問い合わせ等は、JIS&Tに転送します。
 （月～金：午前 9 時～午後 9 時、祝日・年末年始除く）

※3 ログイン画面から手続きができます（P24）が、口座番号が必要です。

退職後は

資産を給付金として受け取る手続きと
資産を移し換える手続きがあります。
みなさんの状況によって、手続きが異なります。

老齢給付金について

▶ P32 ～

障害給付金について

▶ P34 ～

死亡一時金について

▶ P35 ～

60 歳未満で加入者ではなくなった場合

▶ P36 ～



コールセンター

確定拠出年金の資産を受け取る手続きや
60 歳未満で加入者ではなくなった場合の手続きについて、
詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

老齢給付金について

60 歳以降の一定年齢に到達し、法律及び規約に定められている受給できる要件を満たしていれば、老齢給付金を受け取ることができます。**(注)**

なお、老齢給付金を受け取る手続き(裁定請求)の期限は、70 歳の誕生日の2日前までとなっています。

- (注)** 資格喪失年齢を 61 歳～ 65 歳の間に定めている規約においては、
規約に定められている資格喪失年齢到達時及び退職時のみ老齢給付金の請求が可能となります。
(60 歳時点で、老齢給付金を受け取ることはできません)

老齢給付金の受給要件

法律で定められている要件「通算加入者等期間」

通算加入者等期間とは、以下の期間を合算した期間のうち、**60 歳になるまでの期間**のことをいいます。

- ① 企業型確定拠出年金・iDeCo の加入者期間及び運用指図者期間
- ② 他の年金制度からの制度移行があった場合、その制度での加入期間

60 歳到達時点で、通算加入者等期間が 10 年以上あれば、法令上は満 60 歳から給付金の請求が可能です。

10 年に満たない場合は、60 歳到達時の通算加入者等期間により、受給開始可能年齢が異なります。

(右表参照)

※加入者資格を喪失していない場合は、受給開始可能年齢に到達していても、老齢給付金の請求はできません。

通算加入者等期間	受給開始可能年齢※
10 年以上	満 60 歳から
8 年以上	満 61 歳から
6 年以上	満 62 歳から
4 年以上	満 63 歳から
2 年以上	満 64 歳から
1 ヶ月以上	満 65 歳から

受取方法を 決める	◆ 受取方法(年金、一時金、もしくは併給)を検討し、決定します。 ※規約により、受取期間、年間の受取回数、併給の場合に選択できる一時金の割合が異なります。 詳しくは、お勤め先、コールセンターにてご確認ください。
手続書類の請求 ・提出	◆ 60 歳以降の規約に定められた加入者資格喪失年齢に到達すると自動的に JIS&T から、 手続き書類が送付されます。 ◆ 書類に必要な事項を記入し、本人確認書類などを添付して提出します。 【裁定請求時に必要な書類】 印鑑登録証明書(原本・発行日から 3 ヶ月以内のもの) ※書類に押印する印鑑の登録証明書 一時金で受け取る場合は、「退職所得の源泉徴収票」のコピー
裁定結果の通知	◆ 裁定の結果(支給・不支給)は、「給付金裁定結果通知書」にてご確認ください。 (JIS&T から、請求された方の「印鑑登録証明書」の住所宛に送付されます)
給付金の支給	◆ 受取方法に応じて、運用商品が売却(現金化)され、指定した口座に振り込まれます。 ◆ 振込日 年 金：裁定完了月以降の支給月の 20 日(金融機関休業日の場合は翌営業日) 一時金：規約による ※詳しくはコールセンター等でご確認ください。 [裁定完了月の翌月の 20 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)または、 裁定完了後の規約で定める支給手続き完了日] ◆ 振込金額は、振込日前に送付される「お振込報告書」で確認してください。 ◆ 給付手数料が給付金から差し引かれる場合があります。(規約により異なります)
税金の取り扱い	◆ 年 金：公的年金等控除の対象です。(給付金から源泉徴収されます) ◆ 一時金：退職所得控除が適用されます。(他に退職手当等を受け取った場合は調整されます)

【ご参考】年金で受け取った場合 ～公的年金等控除の計算方法～

公的年金等を受け取った場合は、年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。主な公的年金等とは、以下の①～③のものをいいます。

- ①国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
- ②過去の勤務により、会社などから支払われる年金
- ③外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で①に掲げる法律の規定による社会保険または共済制度に類するもの

確定拠出年金の老齢給付金を年金で受け取る場合、公的年金等として扱われ「雑所得」として、所得税の課税対象となり、税金が源泉徴収されています。

年末調整は行われないため、ご自身で確定申告を行う必要があります。

申告の時期は、通常2月16日から3月15日の間となっています。詳しくは、最寄の税務署でご確認ください。

〈公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計が1,000万円以下の場合〉

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	60.0万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入 × 25% + 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 15% + 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入 × 5% + 145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円
65歳以上	330万円未満	110.0万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入 × 25% + 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 15% + 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入 × 5% + 145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円

※所得控除額等については、税制改正により変更となる場合があります。

【ご参考】一時金で受け取った場合 ～退職所得控除の計算方法～

退職金など、退職時に受け取る一時金は「退職所得」として取り扱われ、他の所得と合算されずに分けて課税されます。その際に、勤続年数に応じた退職所得控除が適用されます。

(企業型確定拠出年金では、加入者(拠出)期間を勤続年数とみなして計算します。)

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数 [*] × 40万円 (80万円以下の場合は80万円)
20年超	70万円 × (勤続年数 [*] - 20年) + 800万円

※ 勤続1年未満は切り上げます。

※所得控除額等については、税制改正により変更となる場合があります。

70歳までに請求を行わなかったら？

70歳の誕生日の2日前までに受給手続き(裁定請求)を行わなかった場合には、一時金として請求したものとみなされるため、年金で受け取ることができなくなります。

年金での受け取りを希望する方は、70歳の誕生日の2日前までに手続きをしてください。

障害給付金について

70歳の誕生日の2日前までに、政令で定める程度の障害の状態となった場合は、障害給付金として受け取ることができます。

(ただし、障害認定日^{※1}から70歳の誕生日の2日前までの期間内において裁定請求する必要があります。)

障害給付金の受給要件

政令で定める程度の障害の状態とは？（高度障害状態）

1. 障害基礎年金の受給者
2. 身体障害者手帳（1級～3級までの者に限る）の交付を受けた者
3. 療育手帳^{※2}（重度の者に限る）の交付を受けた者
4. 精神障害者保健福祉手帳（1級および2級の者に限る）の交付を受けた者

※1 障害認定日とは、国民年金法による障害認定日と同様に、病気またはケガによって、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)から起算して、1年6ヶ月を経過した日（その期間内に傷病が治った場合は、その日）のことをいいます。

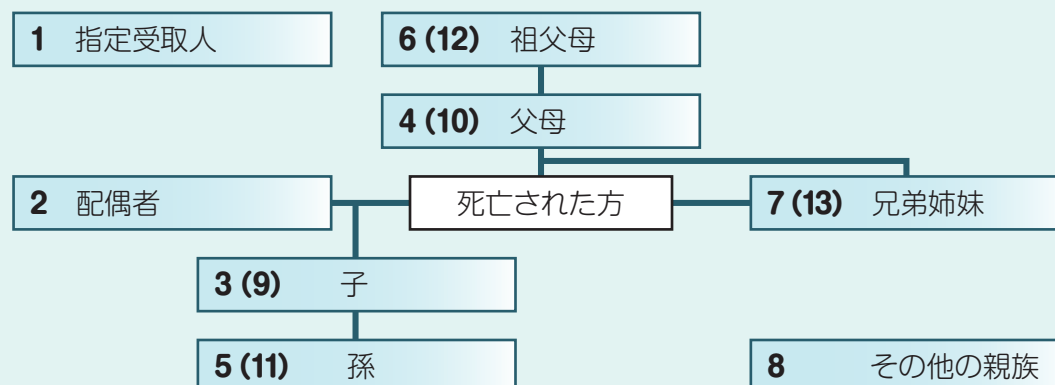
※2 療育手帳の名称は、自治体によって異なることがあります。（愛の手帳、みどりの手帳など）

受取方法を 決める	◆受取方法（年金、一時金、もしくは併給）を検討し、決定します。 ※規約により、受取期間、年間の受取回数、併給の場合に選択できる一時金の割合が異なります。 詳しくは、お勤め先、コールセンターにてご確認ください。
手続書類の請求 ・提出	◆受取方法に応じた、障害給付金裁定請求書を取り寄せます。 ◆書類に必要事項を記入し、本人確認書類などを添付して提出します。 【裁定請求時に必要な書類】 印鑑登録証明書（原本・発行日から3ヶ月以内のもの）※書類に押印する印鑑の登録証明書 上記の障害の状態を証明する書類（コピー可）
裁定結果の通知	◆裁定の結果（支給・不支給）は、「給付金裁定結果通知書」にてご確認ください。 （JIS&T から、請求された方の「印鑑登録証明書」の住所宛に送付されます）
給付金の支給	◆受取方法に応じて、運用商品が売却（現金化）され、指定した口座に振り込まれます。 ◆振込日 年 金：裁定完了月以降の支給月の20日（金融機関休業日の場合は翌営業日） 一時金：規約による ※詳しくはコールセンター等でご確認ください。 [裁定完了月の翌月の20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）または、 裁定完了後の規約で定める支給手続き完了日] ◆振込金額は、振込日前に送付される「お振込報告書」で確認してください。 ◆給付手数料が給付金から差し引かれる場合があります。（規約により異なります）
税金の取り扱い	◆非課税です。

死亡一時金について

加入者等（運用指図者、老齢給付金・障害給付金の受給権者など、加入者であった方を含む）が亡くなった場合、ご遺族が死亡一時金を受け取る手続きを行います。

死亡一時金の請求者の範囲と請求順位（数字は、請求者としての請求順位です）



- ▶ 「指定受取人」は、あらかじめ配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の中から指定していた方で第一順位となる
- ▶ 「配偶者」には、内縁関係の配偶者も含む場合がある
- ▶ ()内の数字は、生計維持関係がない時の請求順位（生計維持関係には、同居・収入要件の条件あり）
- ▶ 「その他の親族」は、死亡された方の収入により生計維持関係があった時に限られる
- ▶ 請求順位が最上位の方のみ、死亡一時金の請求権がある
- ▶ 加入者等が死亡してから5年間請求がない場合は、死亡一時金を受け取る遺族がいないものとみなされる（相続財産としての取り扱いとなる）

手続書類の請求・提出	◆ 死亡一時金を受け取るご遺族の方が手続きを行います。 ◆ 死亡一時金裁定請求書を取り寄せます。 ◆ 書類に必要事項を記入し、請求に必要な書類を添付して提出します。 【裁定請求時に必要な書類】 手続きを行うご遺族（請求者）の印鑑登録証明書 死亡診断書（死体検案書）のコピー 死亡された方の戸籍謄本（除籍扱いになった戸籍謄本） 死亡された方の住民票（世帯全員分で、続柄を表示） 請求者と死亡した方の続柄を明らかにする公的な書類 ※上記以外に請求者の状況に応じて、手続書類やその他に必要な書類が異なります。 ※印鑑登録証明書や戸籍謄本等は、発行日から3ヶ月以内のものを添付します。
裁定結果の通知	◆ 裁定の結果（支給・不支給）は、「給付金裁定結果通知書」にてご確認ください。 （JIS&T から、請求された方の「印鑑登録証明書」の住所宛に送付されます）
給付金の支給	◆ 運用商品が売却（現金化）され、指定した口座に振り込まれます。 ◆ 振込日：規約による ※詳しくはコールセンター等でご確認ください。 [裁定完了月の翌月の20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）または、 裁定完了後の規約で定める支給手続き完了日] ◆ 振込金額は、振込日前に送付される「お振込報告書」で確認してください。 ◆ 給付手数料が給付金から差し引かれる場合があります。（規約により異なります）
税金の取り扱い	◆ 死亡後3年以内に支給が確定した場合は、相続税の課税対象となります。 ◆ 相続税法上は、みなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として扱われます。 ※上記期間以外は、適用される税法が異なります。詳しくは最寄の税務署でご確認ください。

60 歳未満で加入者ではなくなった場合

60 歳未満で退職された場合は、現在加入している企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失します。
(雇用形態の変更等により、規約に定められた加入者資格に該当しなくなった場合も同様です。)

資格を喪失された後は、これまで運用してきた資産を移し換える手続きが必要です。

資格喪失後の状況によって、移し換える制度や手続き方法が異なります。

詳しくは、コールセンターにお問い合わせの上、手続きをしてください。

移換手続き専用ダイヤル

0120-93-6464

受付時間 月～金：午前9時～午後9時

土・日：午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

◆ 加入者資格喪失後の留意事項

- 年金資産は、**原則として 60 歳までは受け取ることができません。**
例外的に一定の要件をすべて満たしている場合に限り、脱退する(制度をやめる)ことができます。
- 加入者資格を喪失した後は、**移換手続きが完了するまで、運用指図ができなくなります。**
- 勤続3年未満での自己都合退職などでは、規約に事業主返還が定められている場合があります。
その場合は、事業主掛金相当額を返還した後に残った年金資産が移換の対象となります。
- 加入者資格喪失月の翌月から、**6ヶ月以内に手続きをしてください。**

(注) 手続きが郵送のケースでは、書類の受け渡しに日数がかかるため、手続き期限にご注意ください。

【イメージ】加入者資格喪失手続完了通知書

作成日 20YY.MM.DD

194-0033
東京都町田市〇〇〇1-2-3

確定 次郎 様

**確定拠出年金
加入者資格喪失手続完了通知書**

契約
〇〇〇確定拠出プラン 1234567
企業 〇〇〇株式会社 2345678
口座番号 1234542310
確定 次郎 様

記録関連運営管理機関 0000011
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社
お問い合わせ先 XXX-XXX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなたは20YY年MM月DD日に加入者資格を喪失したのでご連絡申し上げます。

ご登録内容欄の記載事項は、移換手続き等が必要となる重要な項目ですので、
氏名、性別、生年月日、基礎年金番号に誤りがないことをご確認ください。
なお、ご登録内容に誤りがあった場合、加入者資格喪失後に住所・氏名等が変更になった場合は、
同封の「加入者口添付変更通知書」を本人確認書類と一緒に JIS & T にご提出ください。

移換先で書類を記入する際に必要な情報(直前の加入状況)

記録関連運営管理機関登録番号	0000011
記録関連運営管理機関名称	日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社
実施事業所 名称	〇〇〇株式会社
所在地	〒123-XXXX 東京都千代田区丸の内〇〇-〇-〇
電話番号	00-1234-XXXX
実施事業所登録番号 (規約承認番号)	21XXXXXX
加入者資格取得年月日	YYYY年MM月DD日
通算拠出期間	YY年MMヶ月

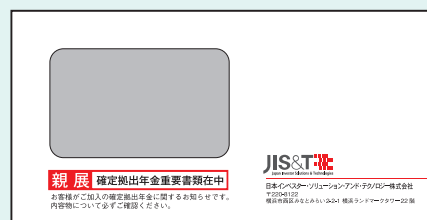
ご登録内容	氏名	確定 次郎
	性別	男
	生年月日	YYYY年MM月DD日
	基礎年金番号	1234567890

(移換手続きについて)
・あなたにお勧めになる企業に確定拠出年金がある場合は、当該企業に申し出て確定拠出年金制度に
移換する手続きをとってください。
・上記以外の場合は、個人型確定拠出年金を取扱う金融機関の窓口等で、個人型確定拠出年金の
加入者または運用指図者になる手続きをとってください。
・脱退一時金請求の要件を満たす場合は、本制度から脱退することも可能です。詳細は、個
人型確定拠出年金を取扱う金融機関の窓口等にお問い合わせください。

以上

退職月の翌月中旬頃、企業型確定拠出年金制度の加入者
資格を喪失したことを通知する書類がご自宅に届きます。
(左イメージ図参照：JIS&Tから送付)

この書類には、退職後の手続きに必要な情報が記載されて
いますので、手続き完了まで大切に保管してください。



移換先で書類を記入する際に必要な情報(直前の加入状況)が
記載されています。

加入者であったときの登録内容が記載されています。
記載内容に誤りがないかをご確認ください。
内容に誤りがある場合は、変更手続きが必要です。

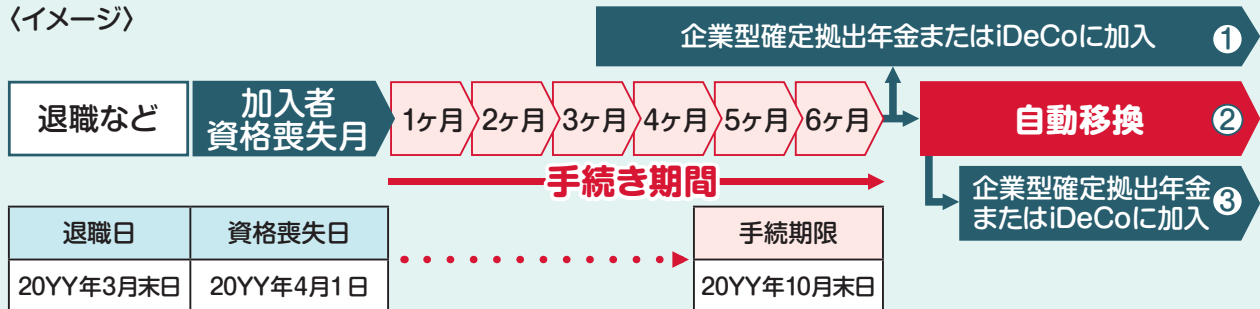
6ヶ月以内に手続きを行わなかった場合

企業型確定拠出年金の加入者資格喪失月の翌月から、6ヶ月以内に資産移換の手続きを行わなかった場合は、その時点の状況等に応じて年金資産の取り扱いが異なります。

資格喪失月の翌月から6ヶ月以内に、新たに企業型確定拠出年金または iDeCo に加入した	6ヶ月後に売却・現金化され、新たに加入した確定拠出年金の口座へ本人の申し出なしに移換	①
新たに企業型確定拠出年金または iDeCo に加入していない	6ヶ月後に売却・現金化され、国民年金基金連合会の仮預かり口座に自動移換	②
資格喪失月の翌月から6ヶ月経過後（自動移換後）に、新たに企業型確定拠出年金または iDeCo に加入した	自動移換先から新たに加入した企業型確定拠出年金または iDeCo の口座へ本人の申し出なしに移換	③

❗ 本人の申し出なしに行われる移換は、あくまでも企業型加入者資格喪失後に新たに確定拠出年金に加入したにもかかわらず、何らかの事情で移換手続きが行われなかった場合の措置です。
中途退職した際の移換手続きは、必ずご自身で行いましょう。

〈イメージ〉



- ◎自動移換後は、**運用されず現金で管理されます。**(掛金拠出、運用指図、給付請求は不可)
- ◎自動移換されている間の期間は、通算加入者等期間に算入されません。
- ◎自動移換は、通常の移換手数料とは別に、国民年金基金連合会への移換手数料等も負担することになります。
- ◎本人の申し出なしで行われる移換は、通常の移換と同様に移換手数料がかかります。

自動移換にかかる手数料

(税込)

徴収する機関	内 訳	金 額
国民年金基金連合会	自動移換に関する事務手数料 ^{※1}	1,048 円
特定運営管理機関	特定運営管理機関への移換手数料 ^{※1}	3,300 円
	特定運営管理機関手数料 (月次) ^{※2}	52 円
	特定運営管理機関からの移換手数料 ^{※3}	1,100 円

特定運営管理機関とは、国民年金基金連合会に年金資産を自動移換された方の記録を管理する記録関連運営管理機関のことをいいます。

※1 自動移換にかかる手数料のほかに、移換元の機関で手数料がかかる場合があります。

※2 自動移換後、4ヶ月を経過すると手数料がかかります。

※3 自動移換後に企業型確定拠出年金または iDeCo に移換する際にかかる手数料です。
このほかに移換先の機関でも手数料がかかる場合があります。

手数料については、今後、改定される場合もありますのでご了承ください。

◆ 移換手続きのご案内

加入者資格喪失後、約3ヶ月経過しても移換の手続きを行っていない方には、『移換の手続きのご案内』ハガキを送付しています。

手続きに関して、ご不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

年金資産を移し換える手続きについて

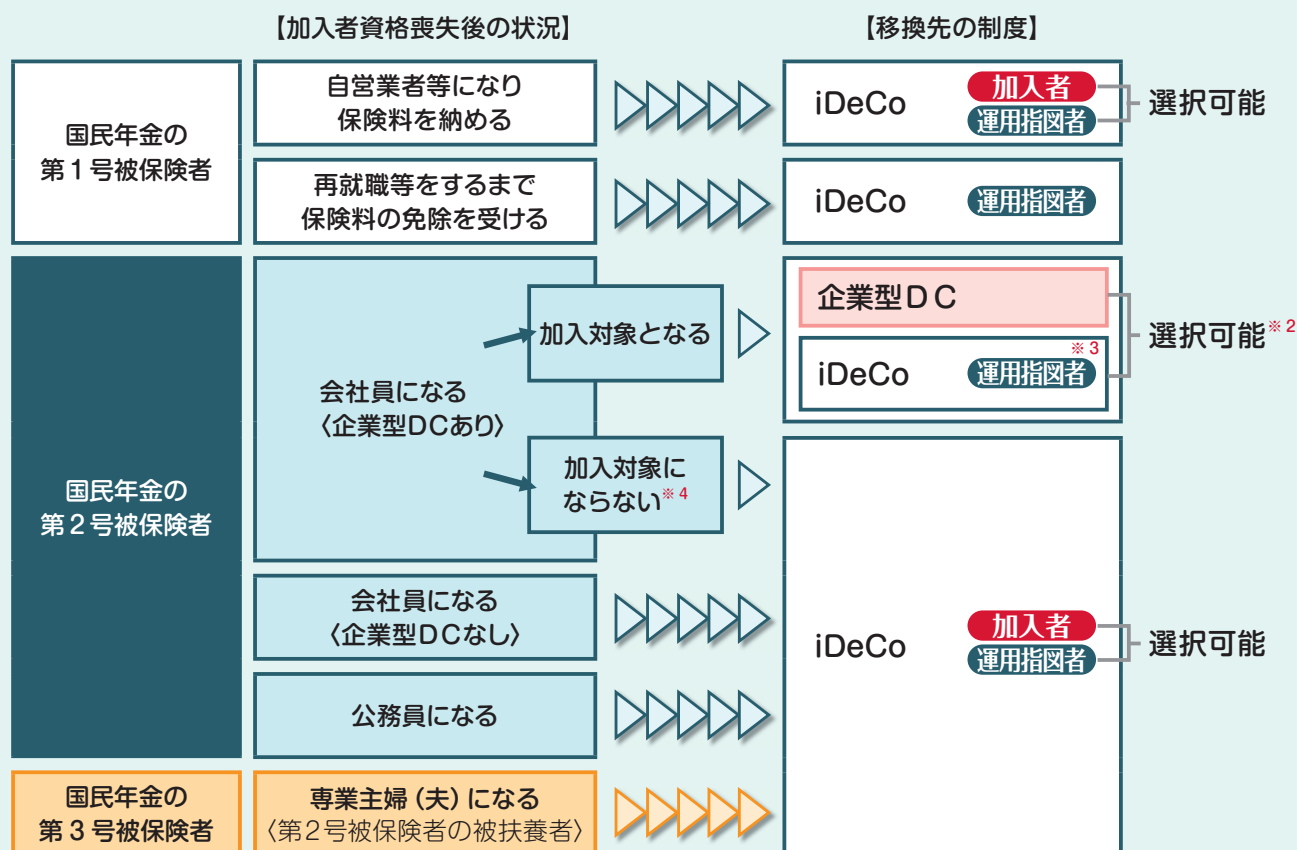
企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した方は、企業型確定拠出年金または iDeCo などへ年金資産を移換します。詳細は、中途退職時にコールセンターでご確認ください。

加入者資格喪失後の状況に応じた移換先（確定拠出年金制度^{※1}）

企業型確定拠出年金 加入者 次の勤務先に申し出て、年金資産を移換する手続きを行う

iDeCo **加入者** iDeCo の運営管理機関に申し出て、年金資産の移換と加入者になる手続きを行う
運用指図者 iDeCo の運営管理機関に申し出て、年金資産の移換手続きを行う

※ DC＝ 確定拠出年金



- ※1 転職先の確定給付企業年金の規約で定めがある場合は、確定給付企業年金に移換することもできます。
- ※2 6ヶ月を経過しても移換手続きをしていない場合は、資産は自動的に転職先の企業型確定拠出年金に移換されます。
- ※3 転職先の企業型確定拠出年金規約で iDeCo への加入を認めている場合は、iDeCo の加入者となることもできます。
- ※4 企業型確定拠出年金への加入が選択制で加入者になる選択をしない場合を含みます。
- ★ 加入者と運用指図者の違い：P39 参照



どのケースに当てはまるかが分からない場合など、詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

企業型確定拠出年金への資産移換手続き

手続き先	新しいお勤め先	担当者に申し出て、年金資産の移換手続きを行う
手続きにかかる費用	元の制度からの移換手数料	規約によって異なる
	新しい制度への移換手数料	規約によって異なる
	自動移換にかかる手数料*	P37 参照

※企業型確定拠出年金への移換手続きの前に自動移換された方は、自動移換にかかる手数料が徴収されます。

iDeCo への資産移換手続き

加入者
運用指図者

手続き先	iDeCo 運営管理機関 【受付金融機関】	運営管理機関の選択は任意。運営管理機関によって、運用商品や手数料が異なる
手続きにかかる費用	元の制度からの移換手数料	規約によって異なる
	iDeCo 加入・移換時手数料	2,829 円（税込）
	自動移換にかかる手数料*	P37 参照

※ iDeCo への移換手続きの前に自動移換された方は、自動移換にかかる手数料が徴収されます。

移換した後にかかる費用については、新しいお勤め先、手続きを行う iDeCo 運営管理機関でご確認ください。

iDeCo とは？

個人型確定拠出年金のことで、会社員・公務員・自営業者・専業主婦（夫）等を対象として、国民年金基金連合会が主体となって運営されている制度です。

申込窓口である金融機関を経由して、国民年金基金連合会に加入等を申し込みます。
(iDeCo 運営管理機関によって、運用商品のラインアップや手数料などが異なります。)

加入者と運用指図者の違いは？

掛金の拠出状況によって、加入者と運用指図者に分けられます。

加入者 移換した年金資産に加えて、ご自身で掛金を拠出しながら運用を続ける

運用指図者 新たな掛金の拠出を行わずに、移換した年金資産の運用のみを続ける

※加入者になれる場合でも運用指図者を選択することができます。

例外措置：脱退一時金について

確定拠出年金は、老後の資産形成のために作られた制度であることから、お勤め先を退職された場合でも60歳未満の方は原則として資産を引き出すことができません。

ただし、例外として法律に定められた要件をすべて満たしている場合に限り、年金資産を脱退一時金として受け取ることができます。

ケース① 個人別管理資産額が15,000円以下の場合

以下の要件1～3をすべて満たしている場合に限り、元のお勤め先の制度から脱退することができます。

要件1 企業型確定拠出年金の加入者資格喪失後、
確定拠出年金の「加入者」にも「運用指図者」にもなっていない

要件2 個人別管理資産額※が、15,000円以下である

要件3 企業型確定拠出年金加入者資格を喪失した月の翌月から6ヶ月以内

※請求日の前月末日の年金資産に未入金・掛金・制度移行金を加え、事業主返還額を控除した額

◆ 留意事項

・ 手続期限

企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヶ月を超えると自動移換されます。

6ヶ月を超えると、個人別管理資産額が15,000円以下であっても脱退一時金の請求はできません。

・ 手続きにかかる費用

脱退一時金が振り込まれる際に、手数料がかかる場合があります。（規約によって異なります。）

・ 勤続3年未満の場合

規約に事業主返還について定めのあるときは、それに従った後に残った年金資産が脱退一時金の裁定対象となります。

請求手続きについて

- ▶ コールセンターで個人別管理資産額を確認し、請求に必要な書類を取り寄せます。
- ▶ 必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類※）とあわせて提出します。
- ▶ 裁定を行った結果（支給または不支給）が書面にて通知されます。

※ 氏名・住所・生年月日等が記載された運転免許証や健康保険証のコピー、住民票の写しなど。

【イメージ】 確定拠出年金 脱退一時金裁定請求書 （企業型 RK 裁定用）

脱退一時金の振り込みが完了するまでの日数は？

請求書類の裁定結果が「支給」の場合は、関係する機関での手続きを経た後、運用商品が売却されます。規約等で定められたスケジュールにしたがって、指定した口座に脱退一時金が振り込まれます。振り込みが完了するまでには、書類を提出してから約2ヶ月から3ヶ月の日数がかかります。

ケース② 国民年金の保険料免除者となった場合

以下の要件1～5をすべて満たしている場合、確定拠出年金制度から脱退することができます。

- 要件1 国民年金保険料納付が免除されている
- 要件2 障害給付金の受給権者ではない
- 要件3 通算拠出期間^{※1}が5年以下である
または脱退一時金を請求した月の前月末における個人別管理資産額^{※2}が25万円以下である
- 要件4 企業型確定拠出年金またはiDeCoの資格喪失日の属する月の翌月から起算して2年を経過していない
- 要件5 企業型確定拠出年金の加入者資格喪失時に脱退一時金の給付を受けていない

※1 企業型確定拠出年金の加入期間、iDeCoの掛金を拠出した期間、他の制度からの移換により算入された期間を合算した期間

※2 裁定請求をする日の年金資産額「裁定請求日(裁定請求書受付日)の属する月の前月末の評価額」。iDeCoにも年金資産がある場合は、企業型確定拠出年金とiDeCoを合算した年金資産額。

◆ 留意事項

・ 手続期限

企業型確定拠出年金の加入者資格喪失後2年を経過すると、脱退一時金の受給要件を満たしていても脱退一時金の裁定請求はできません。

・ 手続きにかかる費用

元のお勤め先からの移換手数料……規約によって異なります。

脱退一時金の裁定手数料……………4,180円(税込)

※自動移換された後の手続きの場合、上記とは別に自動移換にかかる手数料が徴収されます。

脱退一時金請求手続きについて

- ▶ コールセンターで個人別管理資産額を確認し、請求に必要な書類を取り寄せます。
- ▶ 必要事項を記入し、添付書類(本人確認書類[※])とあわせて提出します。
- ▶ 裁定を行った結果(支給または不支給)が書面にて通知されます。

※ 住民票の写し、印鑑登録証明書など。他に添付書類が必要な場合があります。詳しくは、手続きの際にご確認ください。

-
- ☐この資料は、確定拠出年金の制度概要等を説明することを目的に野村證券株式会社が作成したものであり、特定の運用方法を推奨するもの、将来の値動きを示唆あるいは保証するものではありません。最終的な運用方法の選択や資産配分等をご自身で判断ください。
- ☐この資料に掲載されている情報部分については、2021年4月現在において信頼できると考えられる情報源に基づいたものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません。
- ☐この資料は、2021年4月現在における確定拠出年金法などに基づき作成しております。内容については、今後変更される場合もありますので、ご注意ください。
- ☐この資料のいかなる部分も一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しており、電子的あるいは機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製などを行わないようにお願いします。

制作:野村證券株式会社